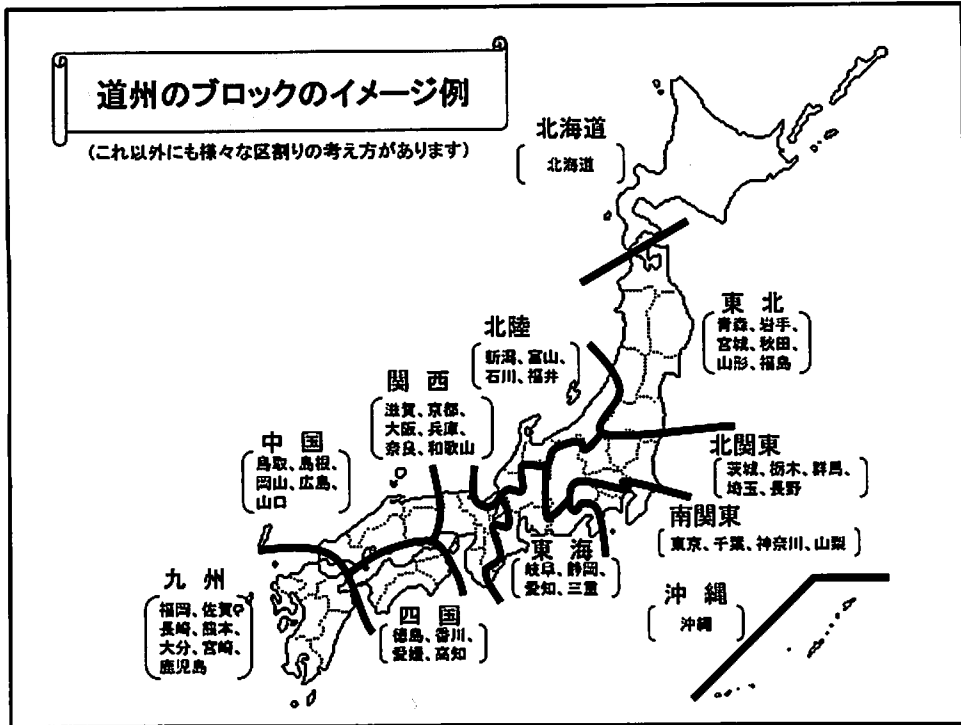


アクティブ・道州制！

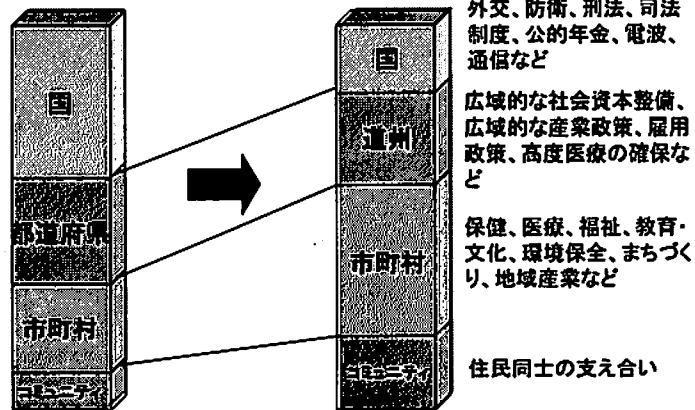
北海道知事 高橋 はるみ

1 道州制とは？



国の役割を大幅に縮小させ、自治体の役割を拡大します。そのために道州制が必要になります。

(現在) → (将来の姿)



国に集中していた決定権限や財源が住民に身近なところに移ってくることで…

住民の声が行政に反映されやすくなる

全国一律でない独自のしくみができる

二重・三重行政の無駄がなくなる

地域のやる気と力が生まれる

住民やコミュニティの活動が重要になる

受益と負担の関係が見えやすくなる

道州をつくること自体が道州制の目的ではありません。

道州をつくるとともに、市町村や地域のコミュニティを強化し、地方分権を大胆に進め、地域主権型の社会をつくっていくこと。それによって地域を草の根から元気にしていくことがねらいです。

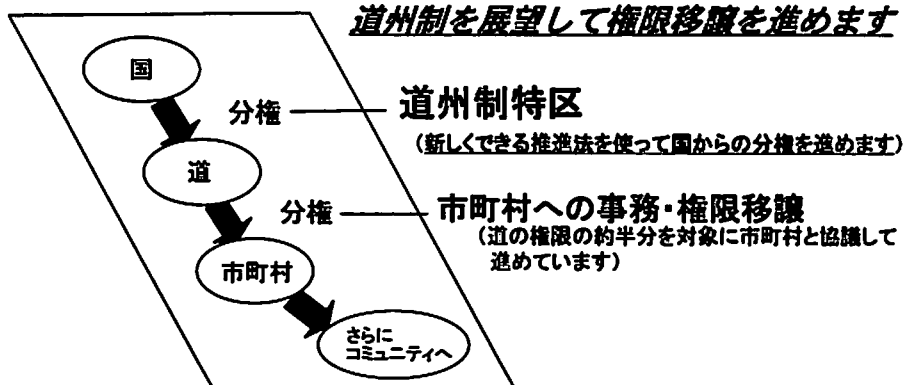
2 一歩ずつ進める

道州制の進め方

道州制は、この国のかたちを根本からつくり変える非常に大きな改革です。

このような大きな改革を一気に進めようとしても無理があるので、ひとつずつ課題を解決しながら一歩一歩着実に進めていくことが大切です。

道州制に向けた北海道の取組



3 国から道へ

道州制特区

国から北海道への権限・財源移譲を積み重ねていくものです。

地方分権を進め、道州制になったらこうなっていくという具体例を道民や国民の皆さんに見てもらい、道州制の推進力を生み出すことがねらいです。

道州制特区推進法

これまでの道からの提案を踏まえ、道州制特区推進法がつくられようとしています。

推進法は国からの分権を道が提案し、国と同じテーブルについて実現していく仕組みを全国で初めてつくるものです。

第1弾としては、国と道が類似の仕事をしているものを中心に移譲が行われます

(例)調理師養成施設の指定・監督、鳥獣保護法の許可の一部

さらに第2弾、第3弾の提案に向けて道内での議論を展開していきます

4 道から市町村へ

市町村への事務・権限移譲

北海道から市町村への事務・権限移譲を積み重ねていくものです。

道庁は47都道府県の一つとしての「道」から、道州へと脱皮を始めます。

市町村の、権限・財源の移譲を視野に入れた体制強化に対し、支援を行っていきます。

強くなった市町村が新しいまちづくりを進めます。

たとえばこんな権限が移譲されると...

《身近なところで手続きができます》

パスポート申請、飲食店の開業の許可 など



《事務処理が迅速になります》

農地転用の許可、介護保険の居宅サービス事業者の指定 など



《総合的なまちづくりができます》

生活道路の管理、開発行為の許可 など



5 さらにコミュニティへ

コミュニティの再生

今の日本では、町内会や近所づきあいなど有形無形のかたちで人々が協力し合ってきた地域社会(コミュニティ)が弱くなっています。

コミュニティの弱体化は、福祉、環境、治安など様々な面で私たちの暮らしに影響します。

このコミュニティを再生し、安全、安心で活気ある地域をつくります。

コミュニティを活性化する様々な方策



○ コミュニティビジネス

地域の公的なニーズに対して、地域住民自らが事業を興して対応

- ・ 空き店舗を活用して高齢者が経営する高齢者向けの喫茶店
- ・ 市民グループが、高齢者や障害者が気軽に参加できる小旅行を企画・実施 など

○ コミュニティと行政の「パートナー制度」

公共サービスの一部をコミュニティやNPOなどが担うことを可能にする制度

- ・ 公園の管理、生活道路の草刈り、役場の総合案内などを住民が行う
- ・ 生活道路、農地などの土木作業に住民が参加 など

6 身近なところにこんな課題が

例① 幼保一元化



- 園児の数が少なくなったため、幼稚園と保育所の両者の良さを活かして一つに統合しようと思っても、国が定める別々の法律で運営されているため、統合できません。

	幼稚園	保育所
官庁	文部科学省	厚生労働省
入園(所)対象	満3才から小学校就学の始期に達するまでの幼児	保護者の労働等により監視すべき乳児、幼児等
職員配置基準	1学校35人以下(原則) 各学級に専任教諭1人	幼児数:保育士数の基準 幼児の年齢ごとに3:1から30:1まで
施設整備	職員室、保育室、遊戯室、保健室等	ほふく室、医務室、調理室、保育室、遊戯室等

- このため、地元の判断で一本化できるよう北海道の条例にまかせてほしいと提案してきました。国では、「認定こども園」という制度をつくって、ある程度一本化できるようにしようとしています。まだ完全な統合には至っていません。

例② エゾシカ対策



- 深刻な農林業被害をもたらすエゾシカの数の適正管理のため、地域住民も参加してエゾシカの捕獲が進められています。国が定める狩猟免許制度は、趣味で猟をする人などを想定してつくられており、エゾシカの全体の数をコントロールするための猟にはマッチしません。
- このため、北海道独自のしくみを条例でつくらせてほしいと国に提案してきました。国では、少しずつ道の提案を受け入れて制度を改正していますが、地元任せに任せてくれるまでには至っていません。

例③ 除雪対策



- 大雪が降ったとき、国、道、市町村がバラバラに除雪を行っても効率的ではありません。
このため、国と道と市町村が連携した除雪体制づくりを国に提案したところ、モデル的取組が始まりました。
- また、市町村によっては、住民とともに効率的な除排雪の方法を検討して「除雪マップ」を作成している例もあります。
こうした住民参加によって、行政サービスが向上するとともに経費の節減にもつながっています。

分権は、国に集中していた権限や財源を住民に身近なところに引き寄せることです。

それによって住民自らが考えて世の中のしくみを変えていくことができるようになります。

身近な課題を見つめなおしてみませんか？
そしてアクティブに取り組んでみませんか？

7 新しいまちづくり

コンパクトシティという考え方

人口減少・高齢化にうまく適応して地域の活力を生み出していくまちづくりとして「コンパクトシティ」という考え方があります。

コンパクトシティは人々が街なかに「集まって住む」まちづくりです。

高齢者でも歩いて病院や商店に行くことができ、住民同士の交流や活動も活発になります。

地域社会をどう再生し、元気にしていくかが道州制の最終的な課題です。

みんなが主役！

道州制は待っていればやってくるというものではありません。黙っていれば誰かがつくってくれるというものでもありません。

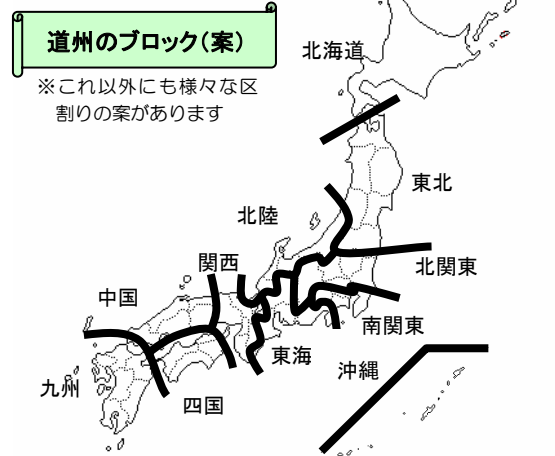
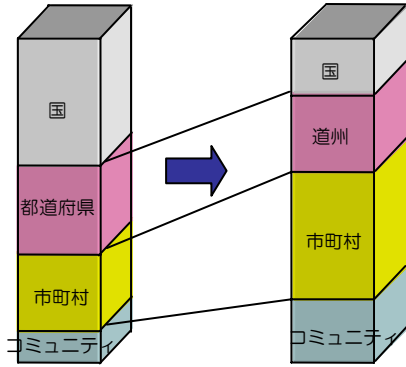
もっと自由に、自ら考え行動する。そういう人たちにふさわしい新時代のしくみが道州制です。道民一人一人が行動してこそ道州制は進むのです。

みんなが主役なのです。

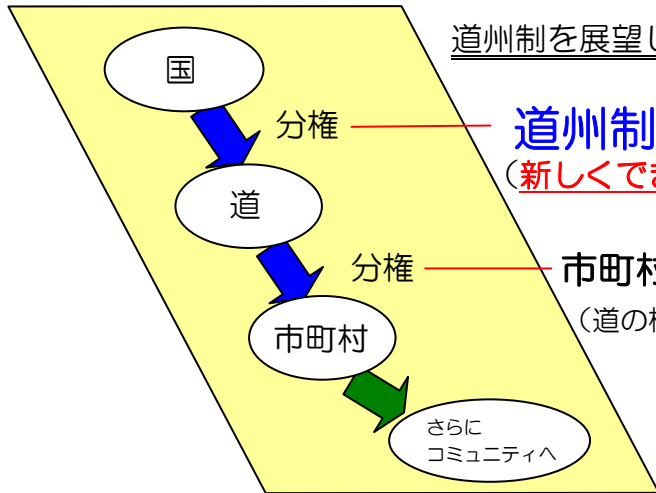
道州制特区推進法とは

【北海道が考える将来の道州制】

道州制は日本全国を、いくつかの道州に分けて、地方分権を大胆に進めるものです。国の仕事を大幅に道州に移し、都道府県の仕事を大幅に市町村に移します。さらに民間や地域のコミュニティの活動を活発にします。
 ○行政サービスの向上 ○地域社会の活性化 ○チャレンジ型の社会づくり



【道州制にむけた北海道の取組】



道州制を展望して権限移譲を進めます

道州制特区

(新しくできる推進法を使って国からの分権を進めます)

市町村への事務・権限移譲

(道の権限の約半分を対象に市町村と協議して進めています)

【道州制特区推進法の道のり】

平成12年	5月	道として道州制の検討を開始
平成15年	8月	小泉総理から高橋知事に提案の要請
平成16年	4月	道から国に対して提案書の提出
//	8月	

省庁の厚い壁

局面打開のために知事も政府・与党も行動
 道内でも活発な議論
 全国知事会も応援

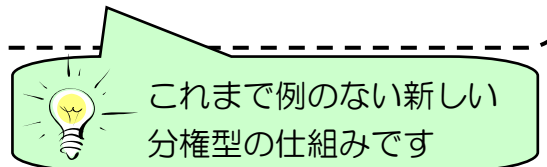
平成17年10月	知事が道州制特区推進法の制定を国に要請 自由民主党が推進法制定の方針を打ち出す 全国知事会も応援のアピール
12月	道議会が推進法早期制定を求める意見書を採択
平成18年1月	知事が推進法に期待するイメージを国に伝える
3月	国の案が示される 地方分権のための法律にするよう道が主張
4月	道議会が地方分権のための推進法制定を求める意見書を採択 国が道の意見を踏まえ2回にわたり案を修正し、基本的考え方(素案)を作成
5月	「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案」が閣議決定、国会へ提出

推進法の制定へ!

【道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案のあらまし】 (いわゆる道州制特区推進法案)

- 1 国から道への分権（国の権限や事業を道に移す、道の条例に委ねる）を進める法律です（将来、都府県が合併した場合も対象となります）
- 2 分権と行政の効率化を進めることで北海道の自立的発展を目指します

- 3 市町村の意見を聴き、道議会の議決を経て、知事が国にさらなる分権を提案していきます
- 4 総理大臣を本部長とし、知事も参画する推進本部において、北海道の提案を検討し、法改正などの必要な対応をします
- 5 国から道に事業が移る時は、必要なお金は補助金よりも自由度の高い交付金で措置されます



- 6 平成16年に提案した権限移譲項目の一部などが同時に移譲されます

例 調理師養成施設の指定及び監督
鳥獣保護法に係る危険猟法（麻酔薬の使用）の許可
直轄砂防事業に係る一部の事務の移譲 など

道州制特区推進法は国からの分権を自治体が提案し、国と同じテーブルについて実現していく仕組みを全国で初めてつくるものです。

この仕組みを使って、第2弾、第3弾の提案を行い、地方分権と北海道の活性化を進めていきます。その先には道州制があります。新たな提案に向けて、これから活発な議論を展開していきます。

時代は変革を迫っています。守りではなく攻めの姿勢で北海道の未来を切りひらきましょう。

道州制など地域主権に向けた取組みについて道のホームページで詳しくご紹介しています。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sk/cks/index.htm>

また、ご意見・ご質問等ございましたら、下記連絡先までお寄せください。

北海道企画振興部地域主権局道州制グループ

TEL 011-204-5160 FAX 011-232-2743

E-Mail sogo.syuken1@pref.hokkaido.lg.jp

地域主権型社会のモデル構想 (案)

～北海道の未来と道州制について議論していただくために～

平成18年3月

北海道

目次

第1章 北海道を取り巻く環境

- 1 北海道の現状及びこれから迎える状況 1
- 2 地方分権に関する全国及び北海道の動き 7

第2章 北海道が目指す地域主権型社会

- 1 目指す地域主権型社会の姿 11
- 2 地域主権型社会の実現を目指した自治のかたち ー道州制ー 13
 - (1) 市町村、道州、国の役割分担 17
 - (2) 市町村、道州の権限 21
 - (3) 市町村、道州の税財政制度 25
 - (4) 市町村、道州の組織 29
 - (5) 地域コミュニティや住民自治 35
- 3 地域主権型社会における将来の北海道の姿 41

第3章 地域主権型社会の実現に向けた取組

- 1 道州制特区 49
- 2 道から市町村への事務・権限の移譲 55
- 3 市町村合併の推進 61
- 4 支庁制度改革 65
- 5 道州制北海道モデル事業 69
- 6 道民や市町村との議論 71

参考資料

- 1 道州制に関する北海道の取組の経緯 78
- 2 道州制特区に向けた提案事項の具体の実現状況（平成18年3月現在） 80
- 3 市町村への事務・権限移譲リストのパッケージ・最小基本単位一覧表
（平成17年3月現在） 93
- 4 第28次地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申」
（平成18年2月）の骨子 102

はじめに

これからの21世紀、北海道では、人口減少や少子高齢化が急速に進行することが予測されます。また、地方財政が危機的な状況にある一方、国も多額の債務を累積させており、行政は地域課題を解決するための力を急速に失いつつあります。

そのような中、北海道は、住民一人一人が活力をもって生活できる場であり続けることができるのか、高齢者はもちろんすべての道民の皆様が安心して暮らしていける社会であり続けることができるのか、今真剣に問われています。私たちは、住民と行政が一体となって、人口減少や超高齢化を乗り切ることができる、活力があり、安心・安全な暮らしができる地域社会を創り上げていかなければなりません。

私は、そのための社会のあり方が地域主権型社会だと考えています。地域主権型社会は、地方分権をさらに推し進めたものです。官依存、中央依存から抜け出し、地域の課題解決や活性化のために、一人一人の個人が、そして共に力を合わせた住民が、更には地方自治体が、自ら主体的に考え、決断し、行動する社会です。そして、こうした地域主権型社会にふさわしい自治の仕組みが道州制です。

これまで道では、将来の自治の姿について検討を行うため、平成15年8月に、道州制を基本とした「分権型社会のモデル構想」を策定し、これを基に道民の皆様方と議論を積み重ねるとともに、道としての検討を深めてきました。また、道州制特区や道から市町村への権限移譲など、道州制を展望した取組を、できるところから一步ずつ進めて参りました。

今般、これまでの様々な議論や取組をもとに、今後さらに北海道の将来について道民の方々と議論を深めていくための素材として、「地域主権型社会のモデル構想～北海道の未来と道州制～」を策定しました。今、北海道の将来について道民の方々とビジョンを共有しながら、共に行動を起こしていくことが強く求められているものと考えます。この「地域主権型社会のモデル構想」をもとに、私自身、道民の方々との議論、そして実践に、より一層力を入れていきたいと考えています。

北海道知事

高橋 はるみ

第1章 北海道を取り巻く環境

1 北海道の現状及びこれから迎える状況

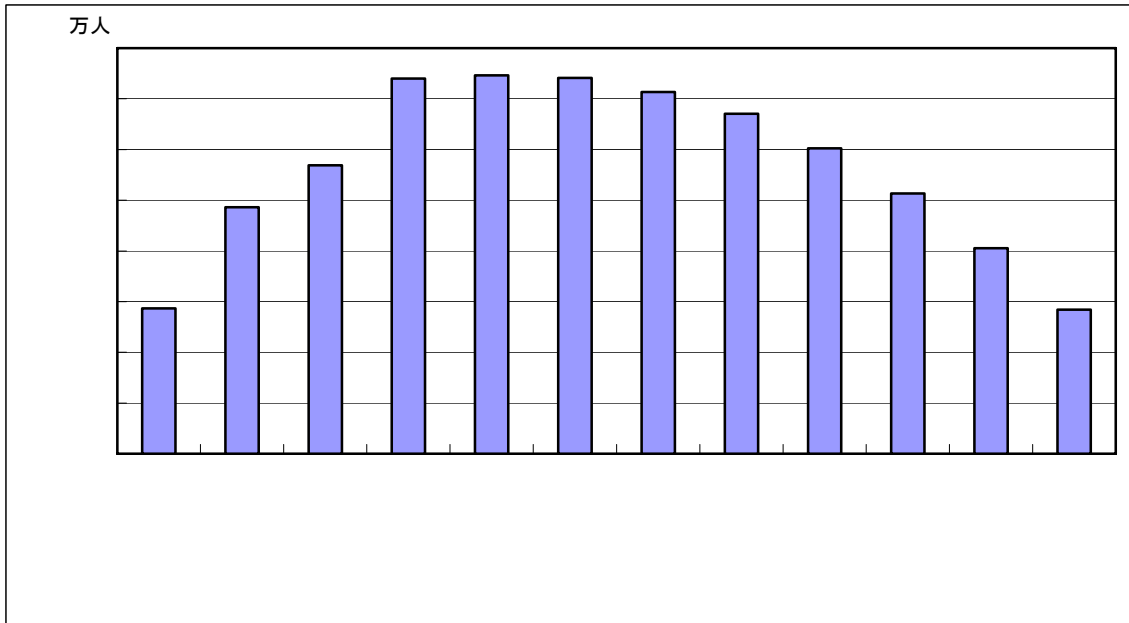
【加速する人口減少】

- 現在、北海道では人口減少が加速的に進んでいます。平成12年の国勢調査では5,683,062人いた人口が、平成17年の国勢調査では5,627,422人（速報値）となり、この5年間に55,640人、約1.0%も減少しています。

- これまで、北海道の人口減少の大きな要因となっていたのは、進学や就職などで道外に人口が流出する社会減でしたが、平成15年からは出生者数が死亡者数を下回る自然減が始まりました。今後は、少子化の進展により一層の人口減少は避けられません。25年後には北海道の人口は約86万人減って477万人にまで減少するとの推計もあります。これは、昭和30年頃と同じ水準です。少子化対策は重要ですが、そのみをもって当面人口減少を止められるものではありません。

- 人口減少の進行は市町村間で大きな差が生じることが予測されています。経済や生活様式の都市化が進む中、札幌や旭川、函館近郊などは人口がそれほど減少しないと見込まれる一方で、平成42年には平成12年と比べて人口が6割以下にまで減る市町村が数多く見込まれています。

◆ 道内人口の推移と将来推計

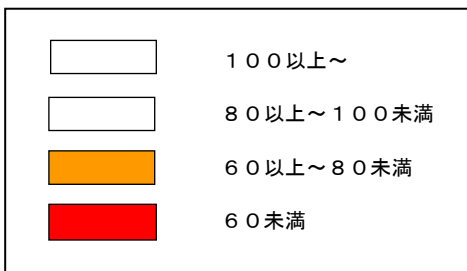


※ 昭和30年～平成12年までは国勢調査確定値

※ 平成17年は国勢調査速報値

※ 平成22年から平成42年までは、国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の市区町村別将来推計人口」(平成15年12月)より

◆ 道内市町村の将来推計人口



平成12年を100とした場合の
平成42年における推計人口指数

国立社会保障・人口問題研究所

「日本の市区町村別将来推計人口」(平成15年12月)より

(※推計との整合を図るため平成15年12月時点の市町村単位の図となっています。)

